

令和4年第2回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和4年2月8日(火)

午後1時30分開会

Web会議

日程	議	題
第1		会議録署名委員の指名
第2	議案第4号	小金井市立中学校部活動指導員配置規則の一部を改正する規則
第3	議案第6号	小金井市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
第4	報告事項	1 令和3年度働き方改革キャンペーン月間について
		2 新型コロナウイルス感染症に係る現状報告について
		3 その他
		4 今後の日程
第5	代処第8号	職員の分限処分に関する代理処理について
第6	代処第9号	職員の退職に関する代理処理について
第7	代処第10号	職員の分限処分に関する代理処理について
第8	議案第5号	校長・副校長の任命(転任・新任)に係る内申について

議案第4号

小金井市立中学校部活動指導員配置規則の一部を改正する規則

小金井市立中学校部活動指導員配置規則の一部を別紙のように改正する。

令和4年2月8日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

(提案理由)

小金井市立中学校部活動指導員の配置期間の上限を変更することに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市立中学校部活動指導員配置規則の一部を改正する規則

小金井市立中学校部活動指導員配置規則（令和2年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「3年」を「5年」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第4号資料

小金井市立中学校部活動指導員配置規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正規則	現行規則
<p>(配置) 第5条 省略 2 部活動指導員の配置に当たっては、同一の学校における同一の部活動への配置は、当該部活動に最初に配置した日から起算して<u>5年</u>を超えることはできない。</p> <p>付 則 この規則は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(配置) 第5条 省略 2 部活動指導員の配置に当たっては、同一の学校における同一の部活動への配置は、当該部活動に最初に配置した日から起算して<u>3年</u>を超えることはできない。</p>

議案第6号

小金井市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

小金井市スポーツ推進審議会条例第3条第2項に基づき、小金井市スポーツ推進審議会委員（第1期）を別紙のとおり委嘱する。

令和4年2月8日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

(提案理由)

小金井市スポーツ推進審議会の設置に当たり、新たに委員を委嘱するため、本案を提出するものであります。

小金井市スポーツ推進審議会委員候補者名簿（第1期）

任期 自：令和4年2月14日
至：令和6年2月13日

氏名	所属・推薦団体	委員歴	適用
なかがわ みのる 中川 稔	(公財) 小金井市体育協会	1期目	社会体育関係者
はっとり けいじろう 服部 啓次郎	特定非営利活動法人 黄金井倶楽部	1期目	社会体育関係者
もとはし れいこ 本橋 玲子	小金井市スポーツ推進委員協議会	1期目	社会体育関係者
といた かずひろ 樋田 和博	小金井市総合体育館・栗山公園健康運動センター 指定管理者 TAC・FC東京・TGTS共同事業体	1期目	社会体育関係者
だんぼら のぶかず 檀原 延和	小金井市立小・中学校長会 (前原小学校校長)	1期目	学校教育関係者
のがわ はるお 野川 春夫	学校法人 順天堂	1期目	学識経験者
たなか ゆきお 田中 幸夫	国立大学法人 東京農工大学	1期目	学識経験者
はせがわ たかひろ 長谷川 貴広	公募委員	1期目	市民
きどう さき 木藤 早紀	公募委員	1期目	市民
さとう りさ 佐藤 里咲	公募委員	1期目	市民

議案第6号資料

第1期小金井市スポーツ推進審議会の概要

- | | |
|---------|---|
| 1 委員数 | 10人 |
| 2 任期 | 2年 |
| 3 男女別数 | 男性 7人 女性 3人 |
| 4 平均年齢等 | 全体平均 53歳 (男性59歳・女性41歳)
最高年齢者 75歳 (男性) 最低年齢者 20歳 (女性) |
| 5 選任基準 | 小金井市スポーツ推進審議会条例
小金井市スポーツ推進審議会委員選考要領 |

令和 3 年度 働き方改革キャンペーン月間のまとめ

1 目的

1 か月あたりの時間外在校時間が 80 時間を超える教員をゼロにする。

学校教育の質の向上を図るには、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、誇りとやりがいをもつことができる環境を確保する必要がある。教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。

2 期間

令和 3 年 11 月 1 日（月）～ 30 日（火）の 1 ヶ月間

3 内容

- (1) 教員の勤務時間を出退勤システムにより客観的に把握し、教員が時間を意識した仕事を行う契機とした。
- (2) 長時間労働という働き方を改善することで、ワーク・ライフ・バランスの実現を果たしていくことの大切さを、管理職から教員に対し機会を捉え伝えた。

4 方法

1 ヶ月間教員が出退勤システムで自身の勤務時間管理をした。出張及び土日休日の学校への出勤についても、在校時間に含めた。

5 対象

市立小・中学校の全教員（時間講師を除く・臨時的任用教員を含む）

6 対象数（対象者 415 人）

小学校計 285 人 中学校計 130 人 合計 415 人

※ 産休育休中、病休中等の教員は除く

7 結果

1 か月あたりの時間外在校時間が 80 時間を超える教員は 7.7%

※昨年度の働き方改革キャンペーン時の調査では 8.1%

8 2年間の時間外在校時間比較（11月分）

(1) 教員全体

全体	令和2年度	令和3年度
1か月あたりの平均	43時間49分	44時間42分
80時間を超える教員数	34人	32人
80時間を超える教員の割合	8.1%	7.7%

(2) 小学校

	令和2年度	令和3年度
1か月あたりの平均	38時間54分	41時間36分
80時間を超える教員数	7人	12人
80時間を超える教員の割合	2.6%	4.2%

(3) 中学校

	令和2年度	令和3年度
1か月あたりの平均	54時間54分	51時間28分
80時間を超える教員数	27人	20人
80時間を超える教員の割合	22.7%	15.4%

(4) 副校長

	令和2年度	令和3年度
1か月あたりの平均	61時間45分	67時間35分
80時間を超える教員数	3人	4人
80時間を超える教員の割合	21.4%	28.6%

9 まとめ

本市の働き方改革の評価指標である「時間外在校時間80時間を超える教員の割合」が昨年度8.1%から0.4ポイント減って7.7%であった。また、教員全体の平均時間外在校時間が53分増えた。これは、新型コロナウイルス感染症対応の影響であると考えられる。今後も引き続き、各学校において、校長のリーダーシップのもと教員業務分担の見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現を果たしていくことの大切さを、校長から教員に機会を捉え話すなど取り組みが重要である。

なお、時間外在校時間80時間を超える教員が市全体で32人いることや中学校の時間外在校時間が比較的多いことなどが課題であり、働き方改革の取り組みの更なる充実を図っていく。

教育委員会の今後の日程

令和4年2月8日

会 議 名	日 時	場 所
市町村教育委員会オンライン協議会	④2月10日(木)	オンラインで実施
東京都市町村教育委員会連合会 第2回研修会	2月17日(木) 午後2時	オンラインで実施
第3回教育委員会定例会	3月29日(火) 午後1時30分	801会議室
退職校長・副校長の市長への挨拶	3月31日(木) 午後2時15分	庁議室
新補・転補校長辞令伝達式 及び市長への挨拶	4月1日(金) 午後3時15分	庁議室
第4回教育委員会定例会	4月12日(火) 午後1時30分	801会議室
東京都市町村教育委員会連合会 第1回常任理事会・理事会	4月22日(金) 午前10時・11時	東京自治会館
第5回教育委員会定例会	5月10日(火) 午後1時30分	801会議室